

平成 2 4 年度

県の予算編成に対する要望書

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地方分権の時代にふさわしい、自らの責任と判断による魅力ある地域づくりを推進するためには、国から地方へのさらなる権限と税源の移譲を進めるとともに、地方自ら簡素にして効率的な行財政システムを確立する必要があります。

本市におきましても、これまで新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を市政の基本方針として、その実現に向けた取組と「行財政改革プラン」の取組の緊密な連携を図りながら、川崎再生の基本的な道筋をつけてまいりました。そして平成23年3月に策定した新総合計画の今後3年間での具体的な取組を定める「第3期実行計画」と「新たな行財政改革プラン」により、川崎再生から新たな飛躍へ向け全庁をあげて取り組んでいるところです。

このたび発生した東日本大震災は、日本経済への影響はもとより、日本社会全体に大きな影響を及ぼし、また、少子高齢化の進展への対応も急がれるなど、国全体が極めて厳しい状況に直面しております。

こうした中、市民の生命財産を守る地震防災対策や放射線監視体制強化など災害に強いまちづくり、保育所整備や特別養護老人ホーム整備など少子高齢化対策、拠点地区等の整備など県民の生活向上に寄与する事業などを実施するに当たっては、県と綿密な連携を図りながら進めなければならない課題が多くあります。

県におかれましても、誠に厳しい財政状況にあることは承知いたしておりますが、広く県民のためとなる事業の実施に支障を生じさせないためには、県の御理解と御協力が是非とも必要でございます。ここに掲げました要望事項は、それらを厳選したものですので、趣旨を御理解の上、平成24年度の県予算編成にあたりまして、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成23年10月

川崎市長 阿 部 孝 夫

要 望 事 項

重 点 要 望 1

- 1 神奈川県石油コンビナート等防災アセスメントの再調査の実施について . . . 2
- 2 放射線監視体制の連携強化について 4
- 3 拠点地区等の整備について 6
- 4 臨海部の活性化に向けた拠点形成及び基盤整備の推進について 8
- 5 ナノ・マイクロ理工学分野における
産学官共同研究拠点の形成促進について 12
- 6 特別支援学校の整備について 14
- 7 社会福祉施設等の整備に関する県有財産の貸付制度の創設について 16
- 8 県単独補助事業における補助基準の格差是正等について 18

I 県費補助に関する要望

- 1 五反田川放水路整備事業について 22
- 2 地籍調査事業について 24
- 3 緑地保全施策の推進に対する支援について 26
- 4 消防施設及び設備の整備について 28
- 5 民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業に対する財政措置について 30

II 県の施策に関する要望

- 1 太陽光発電の導入促進について 34
- 2 川崎縦貫高速鉄道線などの広域公共交通機関の整備について 36
- 3 川崎市内における県施設等の活用について 38

平成24年度 県の予算編成に対する重点要望

本市では、「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」において、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出と、市内各地域の自立と連携をバランスよく進め、「広域調和・地域連携型」の都市構造の構築を目指しています。

その中で、小杉駅周辺地区については、民間活力の活用や投資の集中などにより、個性と魅力にあふれた拠点形成を進めています。また、臨海部については、我が国経済を牽引するライフサイエンス・環境分野の国際競争拠点の形成、総合的な交通ネットワークの形成を進めています。加えて新川崎・創造のもり地区では、環境、ライフサイエンスなどの多くの産業分野で活用が期待されているナノテクノロジー分野に特化した産学官共同研究拠点の形成を進めています。

これらの事業の効果として、県税の増収が期待できるほか、県内への経済波及効果も大きなものがあると考えられます。県にとって効果の大きい事業を重点的に推進するという観点から、予算措置にあたっては、各年度の補助率や地域割等にとらわれることなく、事業の進展に合わせた柔軟な対応をしていただきますようお願いいたします。

また、本市では、「人を育て心を育むまちづくり」の一環として特別支援教育の推進も図っております。特別支援学校の設置といった、県における対応が求められる事業も進めてまいりますので、県においても財政措置など必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

加えて本市では、就労環境の変化、高齢化の進展などから、保育所や特別養護老人ホーム等の整備が喫緊の課題となっており、着実な施設の整備に向けた用地等の確保が必要でありますので、県有財産の貸付制度を創設していただきますようお願いいたします。

また、県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等において格差が設けられているものがありますが、本市の市民が他の市町村民と同様の県税負担をしていることを考慮しますと、これは大変憂慮されることでありますので、制度の早急な見直しをお願いいたします。

なお、東日本大震災を受けて、本市では、防災基本計画の見直し、石油コンビナート等の安全対策、放射線対策の充実強化などを国に対して要請するとともに、市内の放射線について、水道水、大気、食品、汚泥、海水、学校等で測定し公表するなど対応を行っています。県におかれましても、石油コンビナート等防災アセスメントの再調査や、放射線監視体制の連携強化について必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメントの 再調査の実施について

■ 要望事項

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査（平成18年3月）では、津波による被害想定が行われておらず、県の津波対策推進会議等において、想定津波の再検証や見直しが行われることから、最新の知見を踏まえ、液状化、長周期地震動（スロッシング）等を含めた全般的な再調査を早急に実施するとともに、県において必要な対策に着手するよう要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、元禄関東地震では1.5m、大正関東地震では1mの津波を計測したとされていますが、今回の東日本大震災では1.6mの異常高潮位を観測しています。
- 国の中央防災会議でも、地震・津波の発生、被害の状況について、今後の対策を検討しているところであり、その中で東海、東南海、南海地震など、海溝型大規模地震が連動して発生した場合などには、従来想定されていた津波の高さを上回る可能性があるとの指摘がされています。
- このようなことから、本市では、石油コンビナート地域を含む臨海部地域を中心とした津波や液状化等による被害への対応について、早急に検討する必要があります。

■ 効果等

- アセスメントの再調査を実施し、神奈川県によって必要な対策を進めることで、石油コンビナート地域の防災体制の強化が図られるとともに、本市においては、津波や液状化等の対策をはじめ、当該地域の避難計画の策定など、具体的な防災対策の立案に役立てることができそうです。

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメントの再調査の実施について

《平成18年3月 アセスメント調査の内容》

平成13年に消防庁から出された「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に準拠し、次の項目について調査を実施した。

(1) 対象とする災害

- ① 平常時（通常操業時）の事故
 - ・災害の発生・拡大シナリオの想定
 - ・災害の発生頻度の推定
 - ・災害の影響度の推定
 - ・災害の発生頻度と影響度に基づいた総合的な評価による災害想定
- ② 地震による被害
 - ・短周期地震動による被害
 - ・長周期地震動による被害

(2) 対象施設

- ① 危険物タンク（容量1,000kl以上）
- ② ガスタンク
- ③ 毒性液体タンク
- ④ プラント（石油精製・化学プラント、発電施設等）



東日本大震災を受けて 明らかになったこと

●現状の県のアセスメント調査は津波被害を対象外としていたが、東京湾内でも津波被害に備える必要がある。

●前回の調査から5年が経過し、最新の研究成果や知見に基づき、長周期地震動による被害や液状化危険度について、見直しを図る必要がある。

《国の動き》

国の中央防災会議における専門調査委員会では次の項目について検討が行われている。

- (1) 今回の地震・津波被害に関する分析
- (2) 津波による被害の抑止・軽減のための基本的方向性
- (3) 地域における津波防災の取組
- (4) 発災時における津波避難のための方策
- (5) 海溝型大規模地震に伴う広域災害への対応
- (6) 防災基本計画の見直し

●東日本大震災における石油コンビナート地域を含む臨海部地域の被害

津波被害	タンク流出、配管損傷、護岸損傷	仙台市、気仙沼市等
火災被害	短周期、長周期地震動	仙台市、気仙沼市、市原市等
液状化被害	短周期地震動	浦安市、市川市、川崎市等

●過去の地震における石油コンビナート被害

火災被害	平成15年十勝沖地震の長周期地震動	苫小牧市
------	-------------------	------

臨海部の防災体制の強化を図るため、
アセスメントの再調査が必要

放射線監視体制の連携強化について

■ 要望事項

県内全域において大気、土壌、水質等の環境中の放射線に係る広域的な監視体制を整備し、また、国に対して早急に測定方法や測定値に関する基準の設定について働きかけるよう要望する。

■ 要望の背景

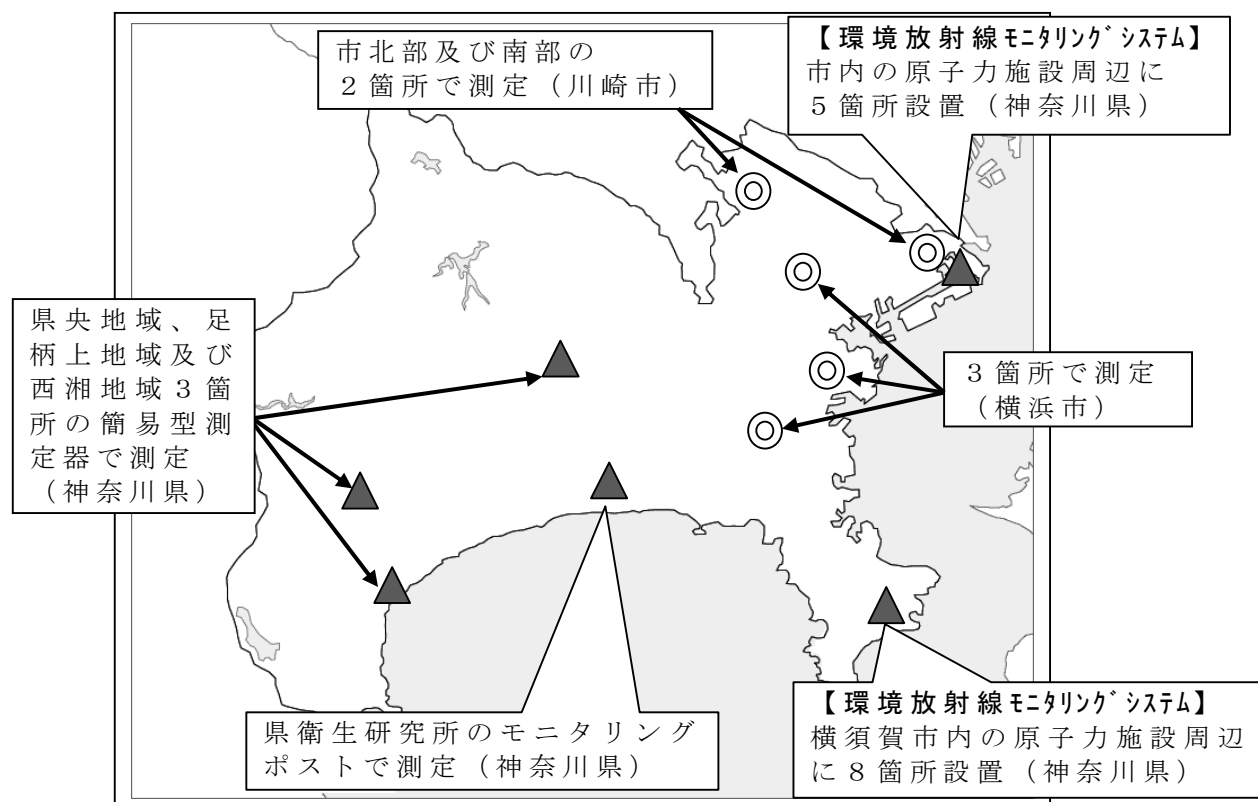
- 県では、本市（川崎区）、横須賀市及び茅ヶ崎市の3地域のモニタリングポストに加え、県央地域、足柄上地域及び西湘地域の3地域に簡易型測定器が配備され、6地域での大気中の放射線量の測定が実施されています。さらに、今年度中にモニタリングポスト5基を配備する予定であると聞いています。
- 本市でも、緊急対応として3月15日から市南部地域（川崎区）に、6月1日から市北部地域（麻生区）に可搬型モニタリングポストを配備し、大気中の放射線量を測定しています。他の県内自治体も独自に測定を実施していますが、当該原発事故による放射能汚染は、広域的な問題であることから、県及び県内自治体の協力のもと、県内全域で統一した測定方法によって地域別（メッシュ別又はブロック別）に大気、土壌、水質等のモニタリングを定期的に継続実施することが効果的な監視体制と考えます。また、県主導のもと、その結果を広く県民に情報提供する連携体制についても整備することが重要です。
- 原発事故に係る放射線量の測定方法や測定値に関する基準が確立していないため、県内各自治体が独自の判断で対応しているというのが現状です。このため、国は早急に広域的な評価基準を設定する必要があります。

■ 効果等

- 県内全域の放射線モニタリングが継続的に実施され、統一された測定方法や測定値に関する基準が示されることによって、より緻密で正確な情報を県民に提供でき、不測の事態に対する的確な対応が可能となります。

県内の放射線監視体制について

- 県内には川崎市内と横須賀市内に1箇所ずつ原子力関連施設があり、これらの施設を常時監視するために施設周辺にモニタリングポストが設置されています。（環境放射線モニタリングシステム）
- これに加えて、東京電力㈱福島第一原発の事故に係る緊急時対応として、神奈川県4箇所、横浜市3箇所、川崎市2箇所の計9箇所で大気中の放射線量を測定しています。（1日1回以上測定する箇所）



県内全域で統一した測定方法を継続実施するとともに、その結果を広く県民に情報提供する必要があります。

拠点地区等の整備について

■ 要望事項

小杉駅周辺地区市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、事業の進捗に応じた財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、「広域調和・地域連携型」都市構造の構築をめざし、市外の隣接都市拠点と適切な機能分担を行いながら、地理的条件や交通機能などを踏まえ、民間活力を活かした個性と魅力にあふれた広域拠点の形成や、市内の主要ターミナル駅などを中心に商業・業務機能の育成を図り、活力とうるおいのある地域生活拠点の形成をめざしています。
- これらのまちづくりを推進するためには、共同化や敷地の高度利用を図って地域に必要な都市基盤の整備や都市機能の集積や魅力あるまちづくりを進めることが重要であり、そのためには、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を活用し事業を推進していく必要があります。

■ 要望額

(単位：千円)

事業名及び地区名	平成24年度 計画事業費	県負担額	着工 年度	完了 年度
合計	2,263,173	912,249	-	-
小杉駅周辺開発事業関連	2,196,673	878,999	-	-
武蔵小杉駅南口地区西街区	1,316,025	438,675	H17	H25
武蔵小杉駅南口地区東街区	596,000	298,000	H21	H26
小杉町3丁目中央地区	284,648	142,324	H20	H26
優良建築物等整備事業関連	66,500	33,250	-	-
戸手4丁目北地区	7,000	3,500	H24	H26
大島4丁目4番地地区	12,000	6,000	H24	H26
京急川崎駅東街区	47,500	23,750	H24	H26

■ 効果等

- 駅前広場や道路、公開空地が整備されるなど県民の利便性向上が図られるとともに、既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成が図られます。

武蔵小杉駅南口地区西街区



武蔵小杉駅南口地区東街区



小杉 3 丁目中央地区



武蔵小杉駅周辺の市街地再開発事業

【武蔵小杉駅南口地区西街区・東街区・小杉町 3 丁目中央地区】

優良建築物等整備事業 【戸手 4 丁目北地区】



優良建築物等整備事業 【京急川崎駅東街区】

優良建築物等整備事業 【大島 4 丁目 4 番地地区】

この要望文の担当課／まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 TEL 044-200-3009
まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室 TEL 044-200-2933

臨海部の活性化に向けた拠点形成 及び基盤整備の推進について

■ 要望事項

- 1 殿町3丁目地区では、京浜臨海部の産業集積を活かし、羽田空港の24時間国際空港化の時機を捉え、我が国経済を牽引する国際競争拠点の形成に取り組んでいる。特にライフサイエンス分野については、国の総合特区制度を活用した拠点形成を神奈川県、横浜市とともに目指しており、県においても、進出企業・研究機関等に対する税制・財政的な支援や、研究開発を支える機能の整備など、積極的な支援・協力を要望する。
- 2 臨海部における羽田連絡道路や臨港道路東扇島水江町線等を含む総合的な交通ネットワークの形成に向け、国や横浜市と連携した基盤整備の促進に向けた取組などに関して、積極的な協力を要望する。

■ 要望の背景

1 国際競争拠点形成

- 羽田空港の対岸に位置する川崎臨海部では、ライフサイエンス及び環境分野の高度な技術を有する企業、研究機関等の更なる集積を促進することなどにより、先端的な研究開発拠点の形成を図り、我が国経済を牽引する国際競争拠点としての確立に取り組んでいる。
- 国際競争拠点の中核を担う殿町3丁目地区では、「実中研 再生医療・新薬開発センター」が竣工・運営を開始し、また、平成24年度には「環境総合研究所」「(仮称)健康安全研究センター」等が入居する「(仮称)産学公民連携研究センター」が運営を開始します。

- これらの中核施設に加え、国際的な研究開発拠点にふさわしい企業・研究機関等の更なる進出を促す税制・財政的な支援や、こうした拠点において産業情報機能など研究開発を支える機能の整備が必要です。
- また、羽田空港の再拡張・国際化に伴い、羽田連絡道路の整備とともに、新たな交流拠点や魅力ある集客拠点の形成を図ることが求められています。

2 総合的な交通ネットワーク

- 川崎臨海部を含む京浜臨海部地域は、陸海空の交通結節点でもあることから物流機能の集積が見られるところです。京浜三港は、合理的な施設及び機能の配置や貨物集荷等に係る諸施策を展開しており、世界トップレベルの港湾を目指しています。
- こうした経済活動を支える交通インフラは内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、臨海部各地区へのアクセス改善など安全かつ円滑な交通機能の確保が求められています。
- 現在、臨港道路東扇島水江町線の整備については、国や関係機関等と協議・検討が進んでいますが、今後は、羽田連絡道路をはじめとする臨海部の交通ネットワーク基盤の整備に向けた取組とともに、臨海部におけるバスアクセスの改善等についても、関係機関と協議・検討を進めていく必要があります。

殿町国際競争拠点（キングスカイフロント）の構想図



実中研 再生医療・新薬開発センター

- ・ 運営開始：平成 23 年 7 月
- ・ 運営主体：公益財団法人実験動物中央研究所
- ・ 概要：ヒト i P S 細胞等を活用した再生医療の先端研究開発



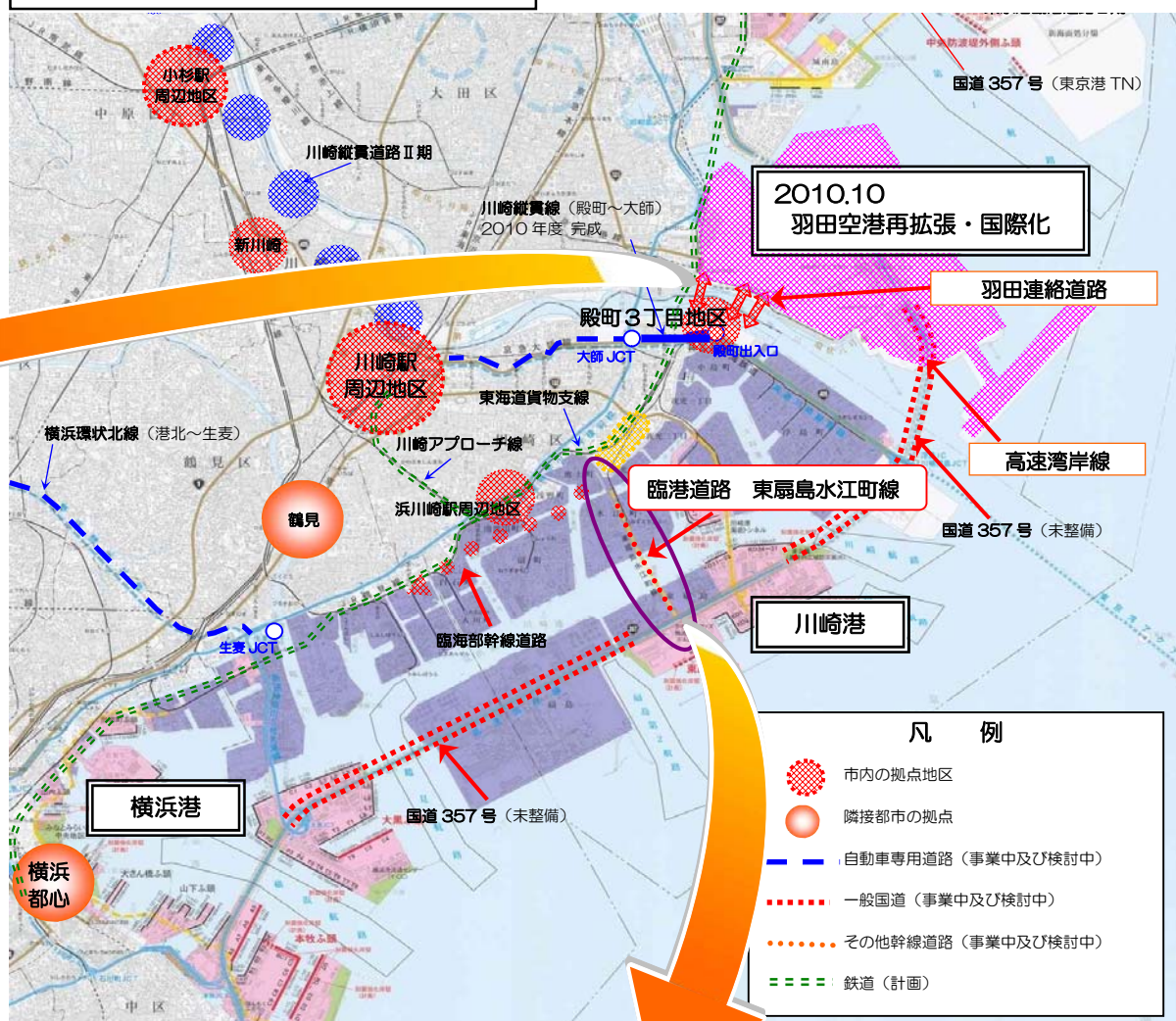
（仮称）産学公民連携研究センター

- ・ 着工：平成 23 年度着工、平成 24 年度竣工予定
- ・ 整備：民間事業者
- ・ 概要：（仮称）健康安全研究センター、環境総合研究所、大学・研究機関・企業向け入居施設等で構成する複合施設



※ 多摩川を渡河する連絡道路の整備に向けて、国や川崎市を含む関係自治体などにより、概略ルート（上流側・中央・下流側の3案 図上の（）や構造についての検討が進められている。

川崎臨海部地域整備概要図



臨港道路東扇島水江町線



ナノ・マイクロ理工学分野における 産学官共同研究拠点の形成促進について

■ 要望事項

「新川崎・創造のもり」地区に、ナノ・マイクロ理工学分野の研究成果を産業化に結びつける新たな産学官共同研究施設が竣工することから、神奈川県経済を牽引する産業イノベーションを創出するためのイノベーションモデルの構築に向けて、神奈川県学技術アカデミーや神奈川県産業技術センターをはじめとする関係機関との協力体制の連携を要望する。

■ 要望の背景

- 「新川崎・創造のもり」地区においては、慶應義塾大学、早稲田大学、東京工業大学、東京大学からなる「4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム」が活動拠点を設け、川崎市との連携のもと、先端研究設備等を活用したナノ・マイクロ理工学分野の先端研究開発を実施しています。
- また、平成24年度にはクリーンルームを完備した産学官共同研究施設が竣工し、先端計測機器等の共同利用も開始されることから、ナノ・マイクロ理工学分野の企業、研究者がこれまで以上に集積し、新技術の開発が進むことが期待されます。
- これからは先端研究開発の成果を地域産業界と連携して新産業・新事業の創出につなげ、地域経済の活性化、さらには我が国のものづくり力を継続的に高めていくイノベーションを創出することが求められています。
- このようなことから、大学、研究機関、企業、公的機関の連携によるイノベーションモデルの構築に向け、積極的な協力体制の充実が必要です。

■ 効果等

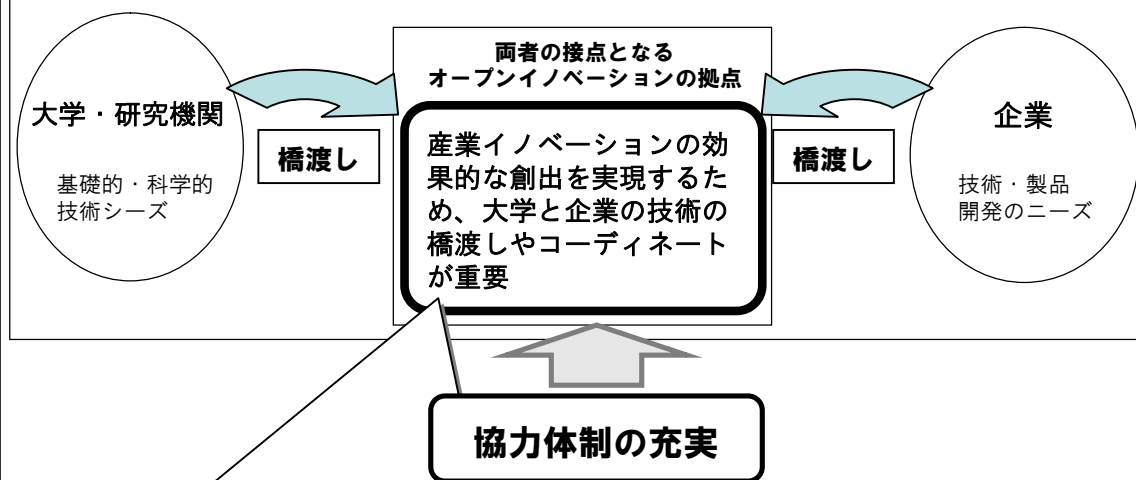
- 地域産業界におけるものづくり力の基盤技術を継続的に高度化するとともに、幅広い分野での産業イノベーションを創出します。

ナノ・マイクロ理工学分野における産学官共同研究拠点の形成

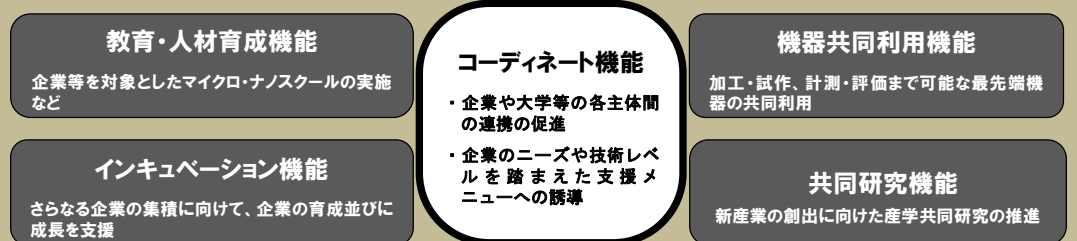
オープンイノベーションの推進による効果的・効率的な新技術・新製品開発の実現

企業のプロダクトイノベーションを効果的に促進するため、大学等の優れた技術シーズと企業の産業技術を繋ぐオープンイノベーションの仕組み（研究環境、コーディネート機能等）が必要

【イノベーションの促進のための接点の創出】



【拠点の機能】



【拠点の特徴】

- ・ 750㎡のクリーンルーム、実験スペースを整備し、企業等に開放
- ・ 4大学コンソーシアムの有する最先端研究機器を企業等に開放
- ・ ラボ仕様、オフィス仕様の居室を整備し、産学共同研究を促進

【主な先端研究（開発）プロジェクト】

- 拡張ナノ空間を利用した基盤・応用技術
- ライフイノベーション（高度医療診断分析装置のパーソナル化）
- エネルギーイノベーション（環境負荷低減デバイス材料・システム化技術）等



ナノ・マイクロ技術を活用することにより、地域産業界のものづくり力の基盤技術を継続的に高度化するとともに、幅広い産業分野での産業イノベーションの創出を実現

特別支援学校の整備について

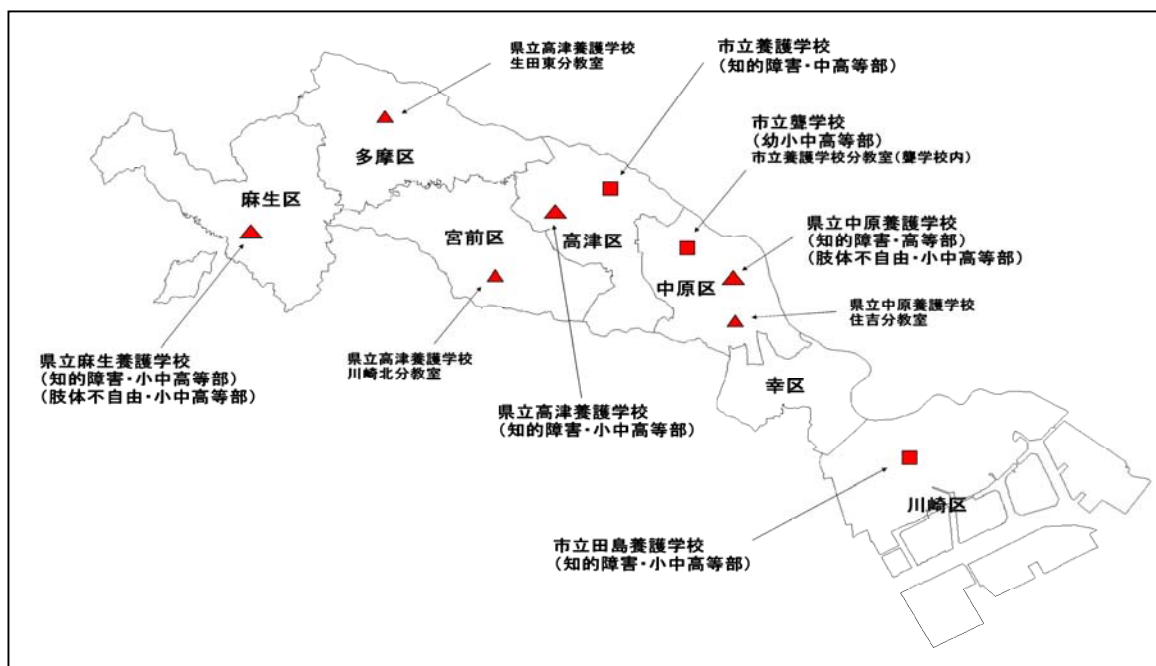
■ 要望事項

- 1 特別支援学校過大規模化が進行する川崎南部地域において、特別支援学校の設置義務者である県において、新たな特別支援学校の設置を要望する。
- 2 市立田島養護学校の再編整備において、十分な財政措置を要望する。
- 3 市立田島養護学校の再編整備において、管理職、養護教諭及び栄養職員の複数配置を要望する。

■ 要望の背景

- 近年、特別な支援を必要とする児童生徒の増加により、川崎市域の特別支援学校は過大規模化が進行し、教室を転用する等の対応を図ってきましたが、今後の児童生徒増加に対しては、新たな特別支援学校の設置が求められます。
- 特別支援学校の設置義務は、県にあります。(学校教育法第 80 条)
- 県の「新たな養護学校再編整備検討協議会（報告）」では、川崎南部地域においては、幸区を中心とした地域に知肢併置の養護学校、中原区に高等部を主とした養護学校を設置することが必要であると提言されています。
- 市立田島養護学校につきましても、児童生徒の増加や、障害の重度・重複化、多様化への対応が喫緊の課題であることから、本市独自に、市立田島養護学校の校地・校舎の拡張を図り、知肢併置特別支援学校として、平成 26 年度の供用開始を目指し再編整備を進めています。
- 再編整備においては、高等部を本校、小中学部を分校とする方向で検討しており、2 校の場所も離れ、肢体不自由教育部門を新たに設置することから、管理職の 4 名配置（本校：校長・教頭 分校：副校長・教頭）、養護教諭の 4 名配置（本校 2 名 分校 2 名）及び栄養職員 2 名配置（本校・分校各 1 名）が学校運営上求められます。

<特別支援学校の配置図（平成 23 年 5 月 1 日現在）>



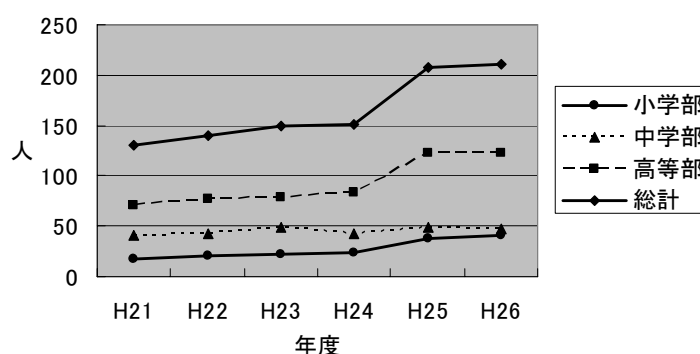
<過大規模校の現状>

川崎市内特別支援学校の児童生徒数

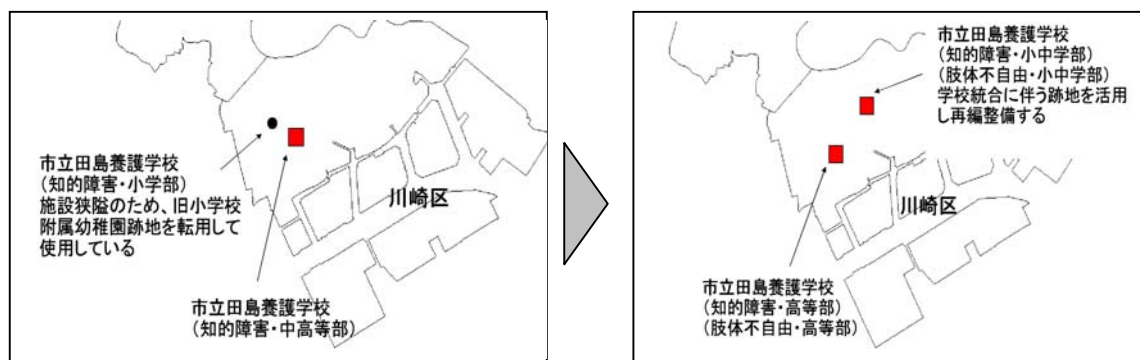
	H11. 5. 1	H23. 5. 1
市立田島養護学校	69 名	149 名
県立中原養護学校	100 名	182 名
市立養護学校	188 名	215 名
県立高津養護学校	152 名	200 名
県立麻生養護学校	176 名 *	350 名

* 県立麻生養護学校は H18 年度開校時の児童生徒数

<田島養護学校児童生徒数の推移と推移予想>



<田島養護学校再編整備後の配置図>



この要望文の担当課／教育委員会 教育環境整備推進室 TEL044-200-3057
 学校教育部 指導課 TEL044-200-2549

社会福祉施設等の整備に関する 県有財産の貸付制度の創設について

■ 要望事項

喫緊の課題である保育所や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の整備を促進するため、県有財産の貸付制度の創設を要望する。

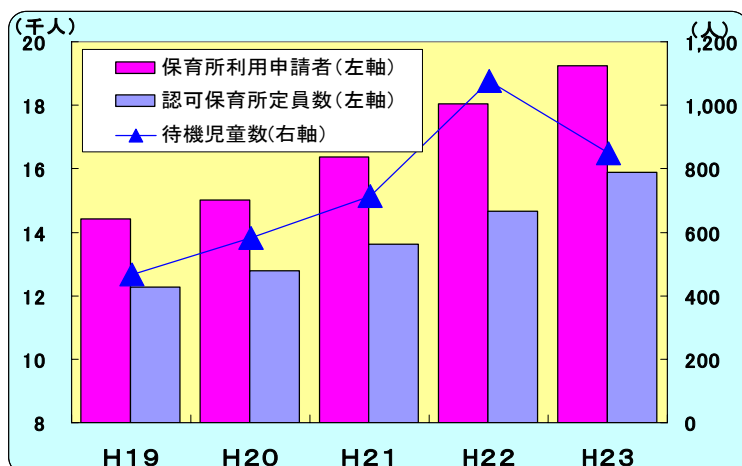
なお、制度の創設に当たっては、厳しい財政状況下で住民福祉の増進に向けて対応する必要があるといった事情や「神奈川県普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例」第5条の趣旨を踏まえ、十分な配慮がなされるよう要望する。

■ 要望の背景

- 首都圏では、就労環境の変化などから、保育受入枠の拡充をはじめとした子育て支援の充実が求められています。また、高齢化の進展に伴い、特別養護老人ホームなど高齢者の多様な居住環境の整備が重要な取組課題となっています。
- 本市では、こうした状況を踏まえ、多様な手法により、保育所や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の整備を推進してきました。また、国有地を活用した保育所整備を推進することとし、平成25年度の開所を予定しています。
- 着実な施設整備に向けては、一定の敷地面積を備えた低廉で活用できる用地等の確保が課題となっていることから、引き続き、国有財産等の活用に向けた協議や民有地等の公募による事業推進、定期借地による一定期間の対応など、新たな手法による用地等の確保策の検討を現在進めているところです。
- 厳しい財政状況下にあっても、保育所や特別養護老人ホームをはじめとする社会福祉施設整備等の増大する需要に的確に対応するため、計画的かつ着実な整備が推進されるよう、安定的な用地の確保に向けたさらなる取組が必要となっています。

市内の保育所及び特別養護老人ホームの利用状況等

●保育所の待機児童数等の推移



○H23年4月の待機児童数は851人と依然として多い状況。

○今後は、第2期川崎市保育基本計画に基づき、平成23年度からの3年間でさらに4,320人の定員増を行う予定。

●保育所の市有地の貸与による整備状況（平成21年～24年度）

年度	整備施設名	定員数	地域
H21年度	たんぼぼのはら保育園	90人	中原区
H22年度	ももの里保育園	120人	中原区
H23年度	ふくじゅ保育園	120人	幸区
H24年度	戸手2丁目地内保育所	120人	幸区
H24年度	久地3丁目地内保育所	120人	高津区
H24年度	はるひ野4丁目地内保育所	120人	麻生区

●保育所の基本的な施設規模

【定員60人の場合】

建築面積 約200㎡

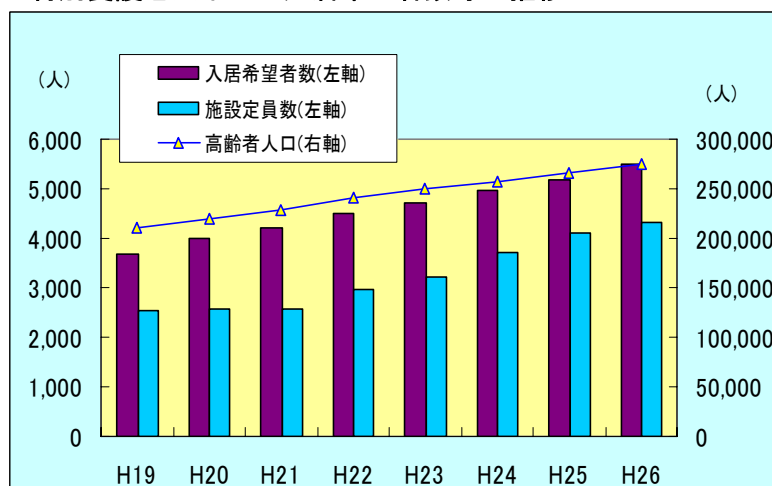
園庭 約200㎡

その他 約100㎡

合計 約500㎡

※定員は最低60人以上が整備条件

●特別養護老人ホーム入居希望者数等の推移



○H23年4月の早期入居希望者は4,505人と依然として多い状況。

○今後は、「特別養護老人ホーム整備促進プラン」に基づき、平成23年度からの3年間でさらに約1,160人の定員増を行う予定。

●特別養護老人ホームの施設規模平均（平成20年度以降整備分・短期入所生活介護含む）

大規模 ⇒ 整備床数：126.0床 / 延床面積：5,776.16㎡（1人あたり45.84㎡）

小規模 ⇒ 整備床数：35.4床 / 延床面積：1,823.97㎡（1人あたり51.52㎡）

この要望文の担当課 / 市民・こども局こども本部保育所整備推進室 TEL044-200-3414
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL044-200-2633
総合企画局都市経営部企画調整課 TEL044-200-2037

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

■ 要望事項

- 1 補助率等の取り扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、早急に格差是正に取り組むよう要望する。
- 2 事業の役割と重要性及び事業開始の経緯を勘案の上、補助率を復元するよう要望する。
- 3 市町村振興メニュー事業補助金の見直しについては、県内市町村の意見を反映し、補助対象事業の拡大など使い易さの拡充のほか、県内市町村の補助金額に不均衡が生じないよう要望する。

■ 要望の背景

- 県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取り扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、市民の理解を得るのは容易なことではありません。
- 政令指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財源措置はなされていません。
- 県単独補助事業の見直しによる補助率の引き下げは、事業を行う本市の財政を圧迫し、事業の執行に多大な影響を与えるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くものです。
- 市町村振興メニュー補助金の見直しについては、県・市町村間行財政システム改革推進協議会財政部門にて、県内市町村からの意見聴取が行われています。

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費助成事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1／3 一 般 市 1／2	【 補 助 率 】 政令指定都市 1／2 一 般 市 1／2
小児医療費助成事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1／4 一 般 市 1／3	【 補 助 率 】 政令指定都市 1／2 一 般 市 1／2
重度障害者医療費給付補助事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1／3 一 般 市 1／2	【 補 助 率 】 政令指定都市 100％ 一 般 市 100％
外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 対象外 一 般 市 1／2	【 補 助 率 】 政令指定都市 対象外 一 般 市 1／2

【市町村振興メニュー事業補助金における補助対象の格差】

15メニューのうち次の6メニューは政令指定都市補助対象外

- ①地域福祉施設 ②地域保健施設 ③道路施設 ④河川施設
⑤自転車等駐車場 ⑥バリアフリー対策事業

この要望文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

I 県費補助に関する要望

五反田川放水路整備事業について

■ 要望事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量 50mm に対応できるよう、環境にも配慮しながら河川改修に取り組んでいます。
- 近年の都市化の進展及び地球温暖化により局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、都市型水害が深刻となっています。特に洪水時、麻生区細山地内から二ヶ領本川までの約 4.8km を約 20 分で流下する高低差の著しい五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流しており、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手しました。

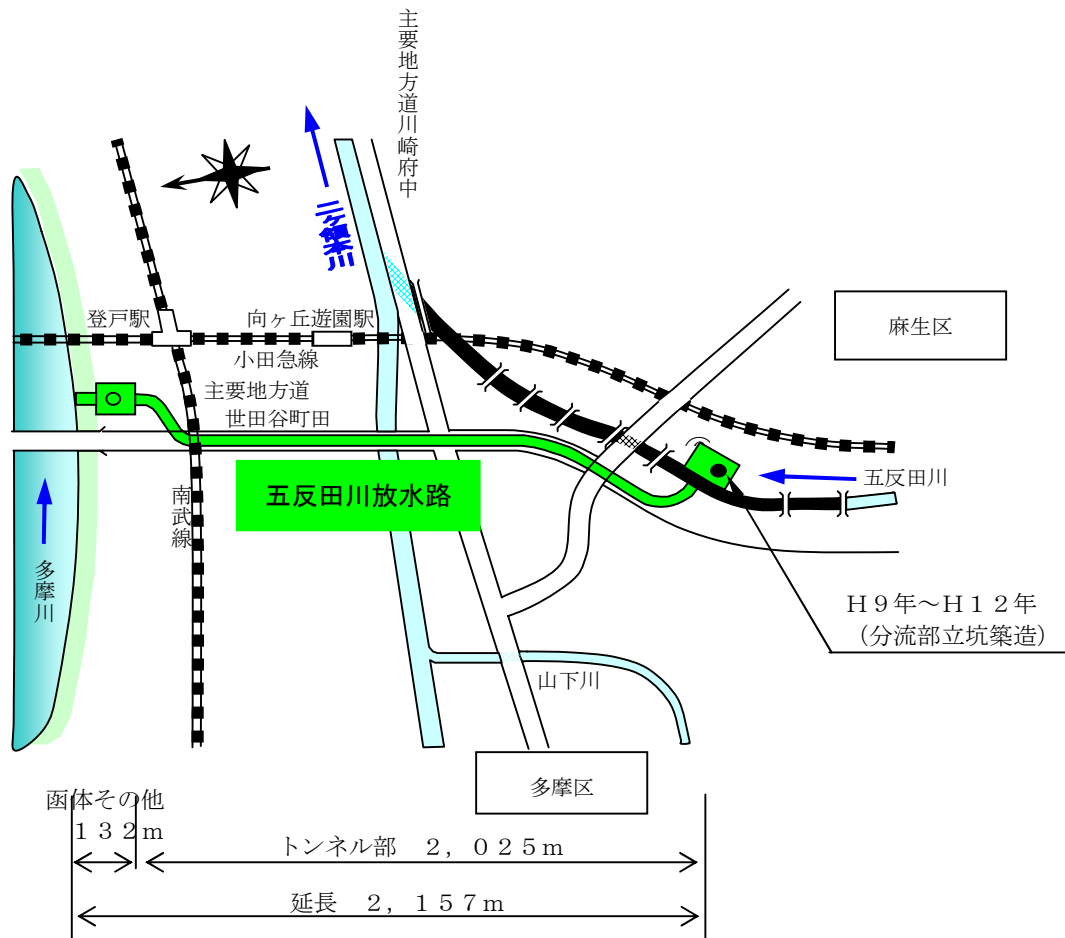
■ 要望額

- 総事業費 約 20,934,000 千円（県費約 6,372,000 千円）
- 平成 24 年度計画事業費 約 2,970,000 千円（県費約 933,000 千円）

■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量 90mm 対応となる。
- 面積約 341ha、7,089 戸の浸水被害が解消される。

五反田川放水路整備事業の概要



○計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町

○計画期間 平成4年度～平成30年度

○総事業費 約20,934,000千円

○事業の概要 延長2,157m
(うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m)
計画高水流量 $150 \text{ m}^3/\text{s}$

この要望文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2905

地籍調査事業について

■ 要望事項

平成24年度地籍調査事業閲覧工程実施地区及び一筆地調査実施地区について、必要な財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 昭和59年度から麻生区黒川地区より地籍調査事業を実施しています。麻生区の調査を概ね完了し、平成19年度からは多摩区の調査を実施していますが、進捗率は平成22年度末現在で全市面積の約9.06%となっており、全国平均の約49%（平成21年度現在）と比較しても、本市の実施状況は芳しくありません。地籍調査を実施することで境界が明確となり、土地利用の迅速化かつ円滑化が図られ、市民の土地利用の利便性が向上するといった効果があります。
- 東日本大震災の復興計画の検討の中でも明らかになったように、災害時における復元測量等において大変重要な役割を果たすことから、事業推進を加速させる必要があります。
- また、地籍調査事業は1調査地区を2か年で行っていますが、平成21年度から財政措置額が大幅に減少したため、新規地区の事業規模を縮小せざるを得ないこととなり、事業進捗が大幅に遅れています。

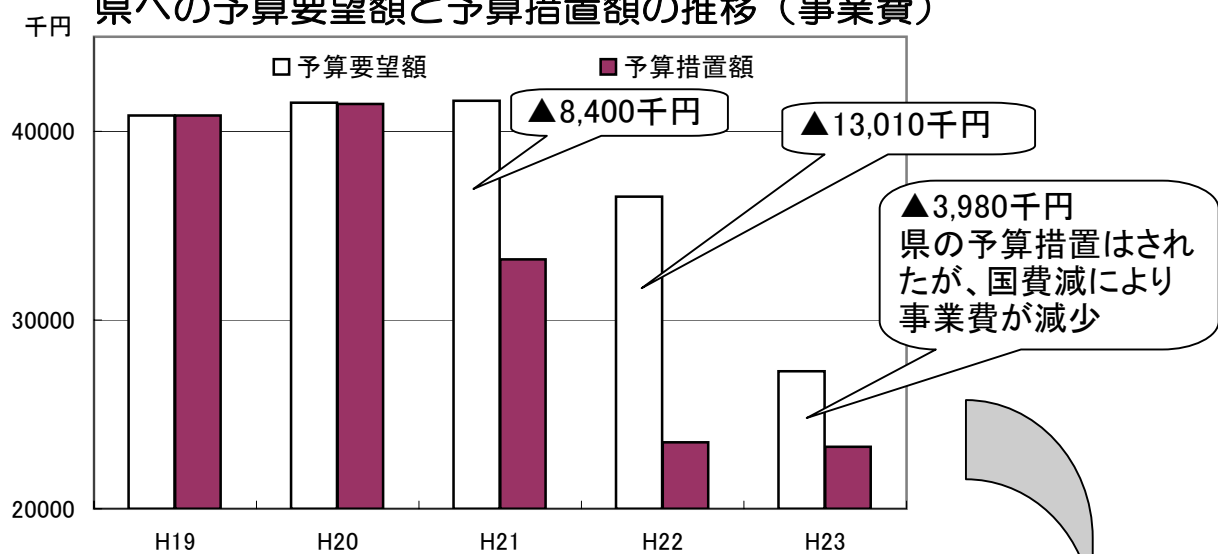
■ 要望額

- 平成24年度事業費 約30,000千円（県費7,500千円）
 - ・ 閲覧工程実施地区（栗谷3丁目、西生田2、3、5丁目、南生田1丁目の各一部）
 - ・ 一筆地調査実施地区（南生田3、4、5、6丁目、長沢3丁目の各一部）

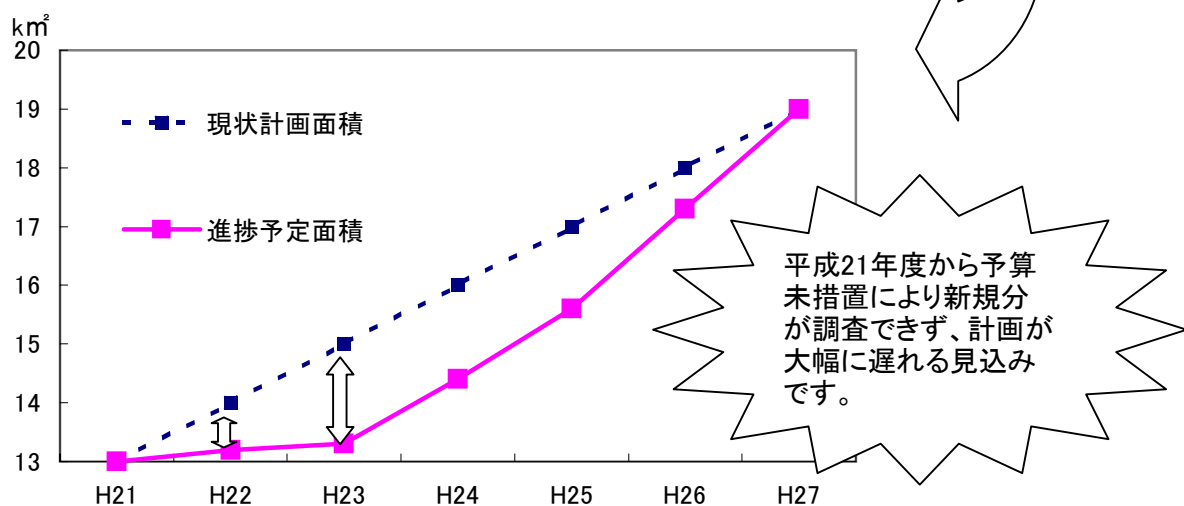
■ 効果等

- 土地境界の復元の簡素化、土地取引の円滑化、公共事業に係る用地測量、事業計画設計の迅速化かつ円滑化、固定資産税の適正課税、災害時における復元測量の迅速化。

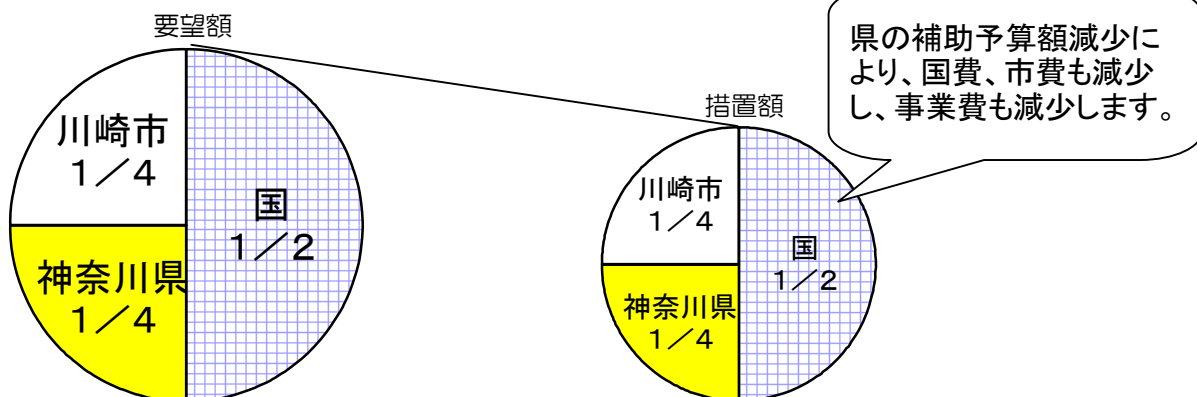
県への予算要望額と予算措置額の推移（事業費）



現状計画と進捗予定(H22～)との比較



事業費の負担割合（国土調査法より）



この要望文の担当課／建設緑政局道路管理部管理課 TEL 044-200-2852

緑地保全施策の推進に対する支援について

■ 要望事項

緑地保全事業について必要な財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、平成20年3月に緑の基本計画を改定し、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて新たな緑地保全目標（平成29年度までに272haの保全）を掲げています。しかしながら、市域の約88%が市街化区域であり、依然として、土地需要が旺盛であることや、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっています。
- 県では、「神奈川力構想・基本構想」において、「環境に配慮した持続可能な社会」の政策課題とその施策展開として、都市と里山のみどりの保全と活用を掲げ、地域制緑地の指定、都市公園などの整備を進めるとなっています。
- 国による都市再生プロジェクト（第3次決定）でまとめられた「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」では、保全すべき自然環境ゾーンが位置付けられ、本市では、「多摩丘陵ゾーン」と、「多摩川右岸崖線ゾーン」について、その保全、活用、育成に向けた様々な施策を講じることが望まれています。
- 本市が行う緑の保全は、多摩・三浦丘陵の緑と水景に関わる広域連携や魅力の発信の観点から、県の「神奈川みどり計画」「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5ヵ年計画」の推進にも寄与するものと考えています。

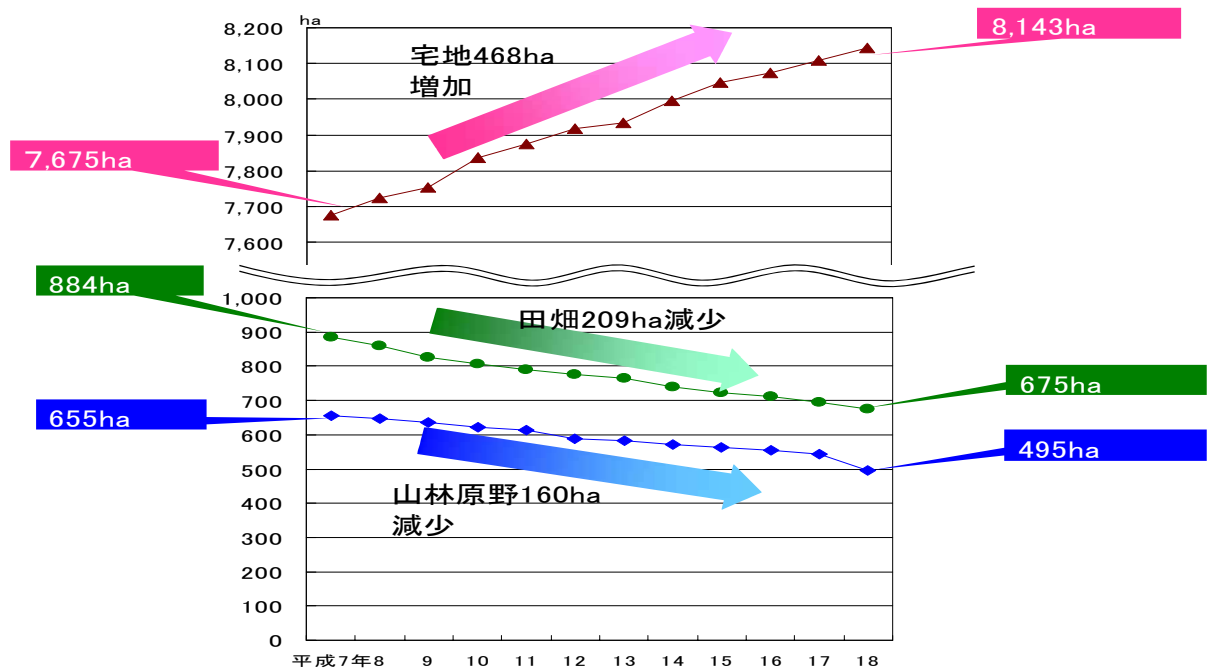
■ 要望額

- 平成24年度計画事業費 約1,500,000千円

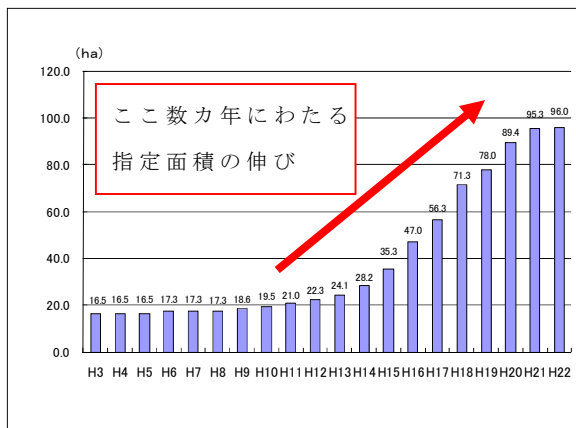
■ 効果等

- 都市景観の向上、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。

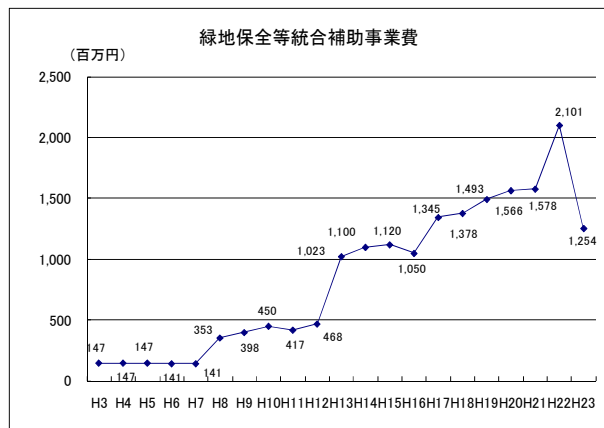
川崎市の土地利用状況



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



※当初内示額 平成12年度までは、緑地保全事業
※平成19年度、平成20年度については、緑地環境総合支援事業含む



※法改正に伴い、従来の緑地保全地区は、平成16年度から全て特別緑地保全地区に移行

この要望文の担当課／建設緑政局緑政部緑政課（緑地保全） TEL 044-200-2381

消防施設及び設備の整備について

■ 要望事項

- 1 消防施設の整備について必要な財政措置を要望する。
- 2 消防車両等の整備について必要な財政措置を要望する。
- 3 消防・救急無線のデジタル化の整備について必要な財政措置を要望する。
- 4 新たに震災対応すべき消防施設及び装備品の整備について財政措置を要望する。
- 5 市町村消防防災力強化支援事業補助金の補助対象事業の範囲を見直し、消防車両及び装備品についても財政措置するよう要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の拠点施設となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。

このことから、消防施設の老朽化対策や耐震対策など消防署所の計画的な早期改修が求められており、適切な改修事業の推進が喫緊の課題とされています。

- 東日本大震災では、市内の災害対応にとどまらず、被災地に緊急消防援助隊を派遣させ活動してきたところです。このような災害に即応するためには、さらに消防車両等の装備の充実強化を図る必要があります。
- 消防・救急無線については、現行のアナログ方式が平成28年6月1日以降使用できなくなるため、消防庁の通知に基づき、県内消防本部で共同整備を進めています。
- このたびの大震災の経験を踏まえると、耐震性貯水槽等の消防水利の確保や、ヘリコプターを有効活用した情報収集体制の向上、消防団員間の連絡及び指揮命令体制の強化をはじめとして、迅速な人命救助に向けた救助資機材や都市型搜索救助用の訓練施設の整備、更には石油コンビナート火災用の備蓄泡消火薬剤の増強など、震災対応すべき消防施設・装備品の拡充整備を図る必要があります。

■ 要望額

○ 平成24年度計画事業費

- ・ 消防施設の整備 約3億円
- ・ 消防車両等の整備 約6億円
- ・ 消防・救急無線デジタル化の整備 約1億円（H24～26で17億円）
- ・ 消防施設・装備品の整備（震災対応分） 約2億円

■ 効果等

- ### ○ 整備計画の前倒し及び拡充による大規模災害への対応力が早期に確立すること。

■ 要望事業概要

○ 消防施設の整備

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業概要	幸消防署	改 築 (解体工事等)			
	臨港消防署	改 築 (本体工事等)	改 築 (本体工事等)		
	出張所	栗木出張所	新 設 (設計等)	新 設 (本体工事等)	
		柿生出張所		改 築 (設計等)	改 築 (本体工事等)
	合計（概算）	5億円	6億円	3億円	3億円

○ 消防車両等の整備

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業概要	消防自動車等	13台	5台	14台	9台
	救急車	3台	5台	4台	5台
	合計（概算）	6億円	8億円	6億円	7億円

○ 消防・救急無線デジタル化の整備

区 分		平成21年度まで	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	費用(概算)
整備区分	共同整備分 (共通波)	基本設計		実施設計	整備工事			運用開始	3億円
	単独整備分 (活動波)	基本設計	実施設計		整備工事		運用開始		14.5億円
	合計 (初期費用)	5百万円	4千万円	5百万円	17億円				17.5億円

○ 消防施設・装備品の整備（震災対応分）

- ・ 耐震性貯水槽
- ・ 破壊用器具等
- ・ ヘリテレ電送システム簡易受信装置
- ・ 水害活動用資機材
- ・ 消防団員用のデジタルMCA無線機
- ・ 泡消火薬剤
- ・ 都市型搜索救助用の訓練施設

この要望文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044 - 223 - 2512
／消防局総務部施設装備課	TEL 044 - 223 - 2553
／消防局警防部指令課	TEL 044 - 223 - 2639

民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業に対する 財政措置について

■ 要望事項

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、鉄道事業者が行う鉄道駅舎のバリアフリー化整備事業に対して必要な補助ができるよう、財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に生活できる都市の実現を目指す「福祉のまちづくり」の一環として、鉄道事業者が行う鉄道駅舎へのエレベーター等の垂直移動施設整備に対して補助を行っています。
- バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成23年3月に改正され、1日あたりの利用者数が3千人以上のすべての駅舎について、原則として平成32年度までにエレベーター等の設置によるバリアフリー化整備を図ることが求められています。

■ 要望額

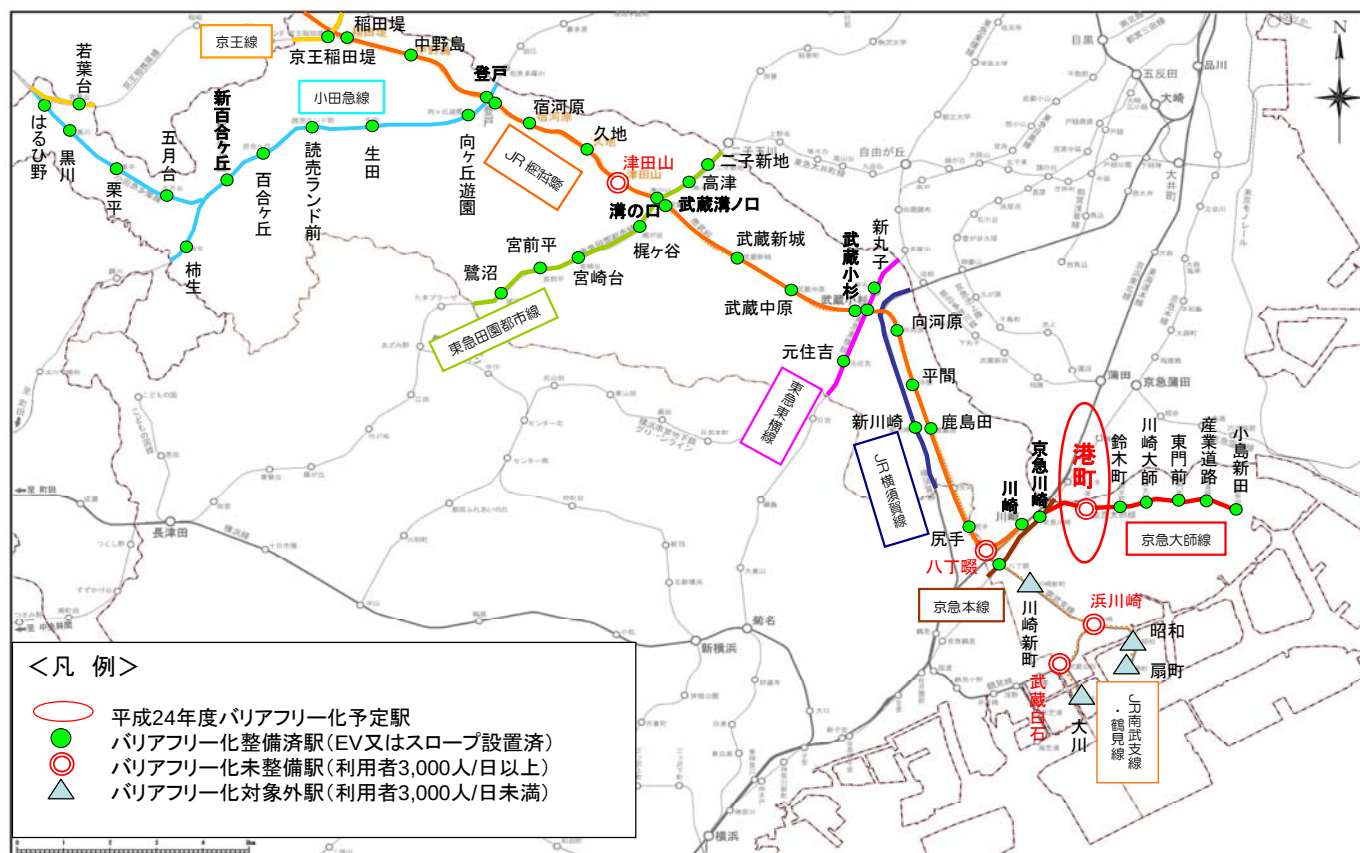
要 望 額	内 容
16,666千円	民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業

■ 効果等

- 鉄道駅舎のバリアフリー化整備を図ることにより、「障害者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備」という神奈川県整備方針に寄与するとともに、すべての住民が安心して快適な生活を享受できる「福祉のまちづくり」を推進することができます。

<鉄道駅舎のバリアフリー整備状況（川崎市内）>

（H23.4時点）



<バリアフリー化予定駅と補助金額等（平成24年度）>

駅 名	補助対象 エレベーター基数	市補助金額	うち県補助金額
京急大師線 港町駅	2基	33,332千円	16,666千円

Ⅱ 県の施策に関する要望

太陽光発電の導入促進について

■ 要望事項

太陽光発電設備の飛躍的な普及に向けて、住宅用太陽光発電設備補助制度の拡充について要望する。

■ 要望の背景

- 東日本大震災の影響による首都圏の深刻な電力不足は、当面継続するものと想定されます。こうした中、太陽光発電設備は、再生可能エネルギーの中で、住宅・事業所等への潜在的導入量が大きく、分散型電源であり、電力ピーク時間帯の「ピークカット」等に資するとともに、エネルギーセキュリティの確保に貢献することから、飛躍的に普及させることが大変重要となっています。
- 市町村と連携した県の太陽光発電設備の補助制度の活用により、平成21、22年度に合計1,170件、3,983kWの太陽光発電設備が設置されました。平成23年度においても、同制度の活用により、9月末で昨年度を大きく上回る650件近い申請を受け付けている状況です。また、「かながわソーラープロジェクト」に基づく住宅用太陽光発電補助制度の一環として、県の支援を受け、今年度は本市における補助件数を当初予定900件から1,500件に拡充したところです。
- 本市では、昨年10月に策定しました「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」で、「太陽エネルギー利用量を2020年度までに30倍（2005年度比）にする」目標に向け、太陽光発電等の導入促進のために様々な施策を講じています。

■ 要望額

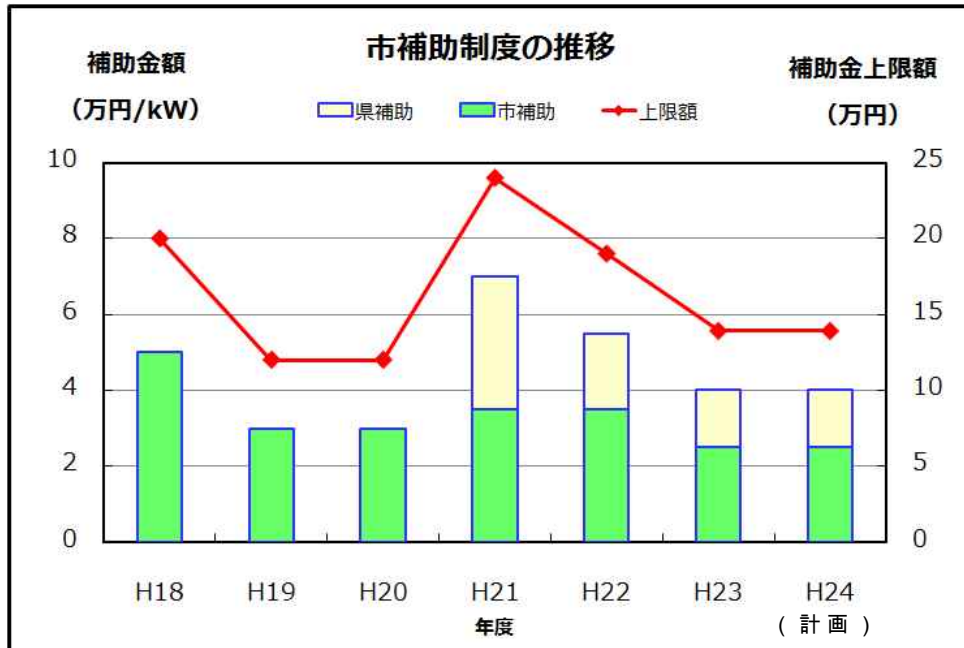
- 平成24年度計画事業費 224,000千円（県費 78,750千円）

■ 効果等

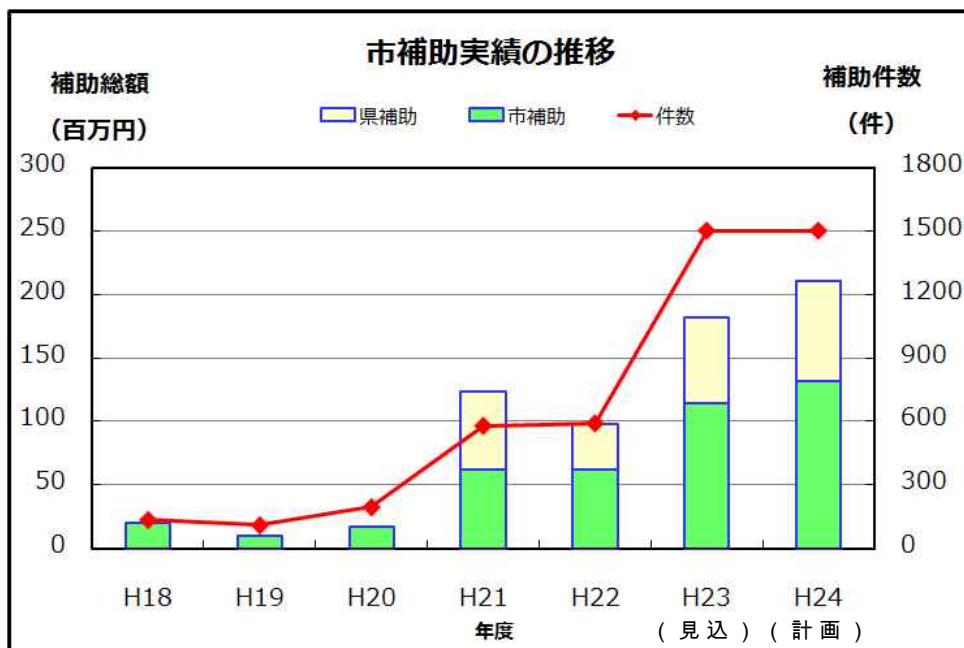
- 住宅用太陽光発電の普及の加速化

川崎市における住宅用太陽光発電補助制度

- H 2 1 から、県補助が開始、市補助と合わせてH 2 1 : 7 万円 /kW (上限 2 4 万円)、H 2 2 : 5 . 5 万円 /kW (上限 1 9 万円)
- H 2 3 は、市補助と合わせて 4 万円 /kW (上限 1 3 . 9 万円)
- 設置設備の平均出力 3 kW の場合、 1 2 万円の補助



- 平成 2 3 年 9 月 3 0 日時点で 6 4 9 件の申請
- 最終的に約 1 , 5 0 0 件の見込み



この要望文の担当課／環境局地球環境推進室 TEL 044-200-3873

川崎縦貫高速鉄道線などの 広域公共交通機関の整備について

■ 要望事項

川崎縦貫高速鉄道線などの広域公共交通機関の整備について、積極的な支援、協力を要望する。

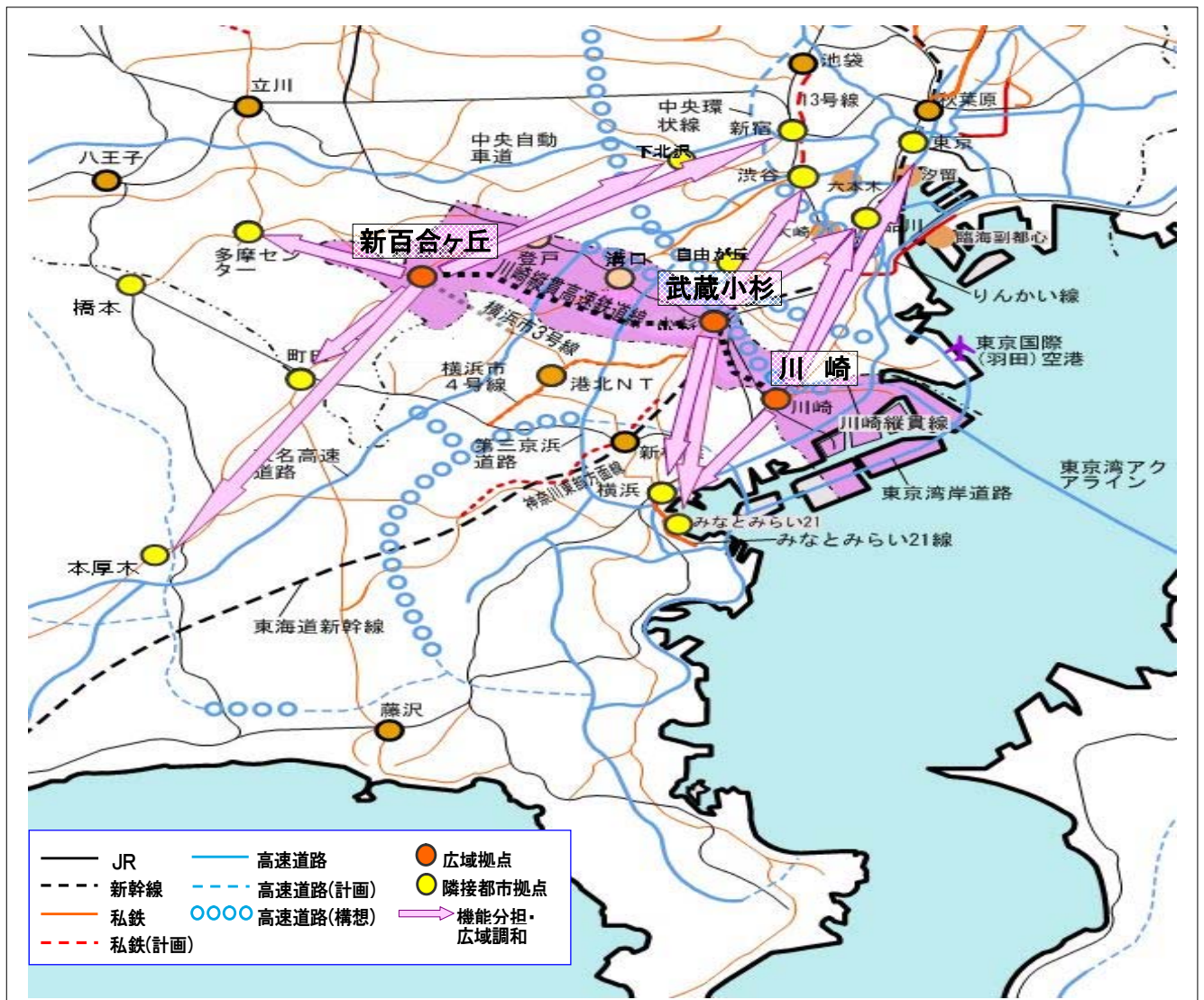
■ 要望の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、さらには、自動車交通への過度の依存から鉄道などへの転換促進のため、質の高い広域公共交通機関網の整備が必要となっています。
- 川崎縦貫高速鉄道線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの形成や既存鉄道の混雑緩和など様々な整備効果が期待されています。
- 本市では、本市の首都圏における位置付けや役割等を踏まえ、市の交通ネットワークの構築に向け新たな総合交通体系の策定に取り組むとともに、川崎縦貫高速鉄道線整備事業については、「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」を通じ、現計画の検証や新技術の導入検討等幅広い視点から事業推進に向けた検討を進めています。

■ 効果等

- 川崎縦貫高速鉄道線などの広域公共交通機関の整備により、市内交通の円滑化や市民の利便性の向上とともに、首都圏、京浜津久井連携軸等における広域鉄道ネットワークの形成等都市機能の向上が図られます。

川崎縦貫高速鉄道線の位置づけ



新技術の導入に向けた取組

川崎縦貫高速鉄道線の事業推進に向けた取組

「環境先進都市かわさき」として
環境にやさしく、コスト削減にも資する新技術導入等の検討

「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」の取組

ハイブリッド電池等を活用した車両の開発動向の把握

導入可能な新技術の抽出と効果、課題の整理

建設コスト削減の方策検討など

川崎市内における県施設等の 活用について

■ 要望事項

- 1 県立川崎図書館については、富士見周辺地区再編整備の進捗を踏まえ、市内での機能の存続が図られるよう要望する。
- 2 川崎高等職業技術校京浜分校跡地や旧京町アパート・寮など従来の利用形態に変更がみられる県施設や土地については、地域の実情を踏まえた有効活用が図られるよう十分な協議がなされるよう要望する。
- 3 旧サンライフ川崎跡地については、県及び本市で相互に貸借している財産の等価交換により全体的な整理が図られるよう要望する。
- 4 県立川崎南高校跡地については、県が売却の方針を決定したことを踏まえ、同校跡地を売却する際は、買主に対して、土壌汚染対策を行うこと及び地域の意見を踏まえ、同校跡地を含む小田栄西地区のまちづくりの円滑な推進への協力について指導するよう要望する。

■ 施設の現状等

	施設の名称等	現状、背景等
機能 存 続	県立川崎図書館 (1) 所在地 川崎区富士見 2-1-4 (2) 敷地面積 1,252.9 m ²	県立川崎図書館が立地する富士見周辺地区は、現在、本市が富士見周辺地区整備基本計画及び富士見周辺地区整備実施計画等に基づき再編整備を進めている。この図書館は、科学・産業技術系、ビジネス支援等の蔵書が豊富な図書館として、市民や企業、研究開発機関から高い評価を得ていることから、引続き、産業情報機能など、本市内での機能存続をお願いしたい。
	川崎高等職業技術校京浜分校跡地 (1) 所在地 川崎区境町 11-23 (2) 敷地面積 3,782.51 m ²	地域の実情やニーズを踏まえた有効活用が図られるよう、社会福祉施設等の整備に関する県有財産の貸付制度の適用を含め、活用方法の検討など御配慮いただきたい。
跡 地 利 用	旧京町アパート・寮 (1) 所在地 川崎区京町 1-108-10 (2) 敷地面積 2,964.87 m ²	建物の取得要望はありませんが、建物が除却された場合には、土地の有効活用についてあらためて検討したいので、御配慮いただきたい。
	かわさき健康づくりセンター (旧サンライフ川崎跡地) (1) 所在地 川崎区渡田新町 3-2-1 (2) 敷地面積 5,227.0 m ²	敷地の譲渡については、平成15年3月31日に締結した覚書に基づき、「川崎市が所有する土地との等価交換」に向け協議を行うとともに、譲渡までの間は無償貸付を延長していただきたい。
	県立川崎南高校跡地 (1) 所在地 川崎区小田栄 2-3-1 (2) 敷地面積 31,556.64 m ²	跡地を売却する際は、買主に対して、土壌汚染対策を行うこと及び地域の意見を踏まえ、同校跡地を含む小田栄西地区のまちづくりの円滑な推進への協力について指導するよう要望する。
	幸警察署旧庁舎跡地 (1) 所在地 幸区都町 80 (2) 敷地面積 2,641.32 m ²	地域の実情を踏まえた有効活用が図られるよう御配慮いただきたい。
	川崎高等職業技術校跡地 (1) 所在地 中原区下小田中 5-9-1 (2) 敷地面積 13,785.05 m ² 久末中小企業従業員共同宿舍跡地 (1) 所在地 高津区久末 482-1 (2) 敷地面積 3,993.18 m ²	県警察職員宿舎の実施方針が既に公表されているが、今後事業の推進にあたっては、以下の事項が確実に実現されるよう御配慮いただきたい。 1 敷地内に、地域住民が集会所として利用できる場の確保に努めること。 2 敷地内に、法令に定められた基準を踏まえ、市民に親しまれる、できるだけ大きな地域開放型の公園整備に努めること。 3 地域の防災拠点として機能するよう十分配慮すること。 4 近隣建物の日照に十分配慮した整備に努めること。 5 建設計画や進捗状況の詳細等について、地域住民に対する情報提供に努めること。また、建設工事に伴う地域住民への影響に十分配慮すること。

平成 24 年度
県の予算編成に対する要望書

平成 23 年 10 月 発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話 044(200)2183